公益財団法人 大阪みどりのトラスト協会 会員規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第49条の規定に基づき、公益財団法人大阪みどりのトラスト協会(以下「この法人」という。)の会員の入会及び退会並びに会費に関し必要な事項を定め、会員の地位の安定とこれに伴う会費収入の確保によってこの法人の財務基盤の確立を図ることを目的とする。

(会員の種類)

- 第2条 定款第49条に規定する会員は、次の各号のいずれかに該当する個人又は法人 等とする。
 - (1)正会員 この法人の趣旨に賛同し、会費を納め事業に参画、協力する個人及び法人等。

(2)特別会員

- ア 多額の寄附や土地の提供等、この法人の事業に特別に功労のあった もののうち、理事会で承認されたもの。
- イ 上記アの多額の寄附のうち、次に定める額以上の寄付金を一括して 納入したものは、理事会で承認されたものとみなし、特別会員とする。
 - (ア) 個人で100,000円以上
 - (イ) 法人又は任意の団体で 1,000,000 円以上

(入会手続)

- 第3条 会員になろうとする個人又は法人等は、この法人所定の入会申込書に添付書類 を付して提出しなければならない。
- 2 入会の可否は、会長が決定する。

(会員期間)

- 第 4 条 会員の会員期間は、会費を納めた事業年度の期間とする。ただし、会員の希望に より、前年度に納付することができる。
- 2 年度の中途に入会した場合も、会員期間は前項と同様とするが、その年度に既に発行し た定期刊行物を提供することとする。
- 3 特別会員の会員期間は、永年として扱う。

(住所等の変更の届け出)

第 5 条 会員は、住所等に変更が生じたときは、速やかにこの法人にその旨を届け出なければならない。

(理事会への報告)

第6条 会長は、理事会に入会員等の状況を報告しなければならない。

(会費)

- 第7条 正会員の年会費は、次に掲げるところによる。
 - (1) 個人会員 1口につき 3千円
 - (2) 法人会員 1口につき 1万円
- 2 正会員は、希望する口数の年会費をこの法人所定の方法により納入しなければならない。
- 3 正会員は、年会費の全額を一括して支払うものとするが、複数年分をまとめて納入することができる。
- 4 特別会員は、年会費を免除する。

(会費等の使途)

第8条 前条の会費は、この法人の定款の定めるところによる公益目的事業に使用する ものとする。

(除名)

- 第9条 会員が、次のいずれかに該当するときは、理事会の決議により除名することができる。
 - (1) この法人の定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) 会員としてふさわしくないと認められる行為をしたとき。
- 2 会員を除名するときは、除名を審議する理事会において、当該会員に弁明の機会を 与えることができる。

(退会)

第10条 会員は、退会届をこの法人に提出して、任意に退会することができる。

- 2 前項の場合、会員が納入した会費については、これを返還しない。
- 3 会員が会費を1年間滞納したときは、退会したものとみなす。
- 4 特別会員は、いつでもこの法人に退会の意思を伝えることで退会できる。

(会員の特典)

- 第11条 会員は、次のような特典を受けることができる。
 - (1) この法人が発行する定期刊行物の提供
 - (2) この法人主催の行事への招待
 - (3) この法人からの情報提供並びにこの法人及び事業協力者からの便宜提供

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この規程は、平成24年4月1日(公益認定による移行登記完了の日) から施行する。

附則

この規程は、平成29年12月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成30年3月18日から改訂施行する。

(経過措置)

2 平成30年度に更新を行う個人会員及び既に平成30年度の会費を支払っているものについては、平成30年度の会費に限り改訂前の規定によることができるものとする。